禁複写

「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に対するコメント

2002 年 9 月 27 日
日本経団連経済本部

【時価の算定について】

デット・エクイティ・スワップの実行により債権の対価として取得する株式については、株式に市場価格がない場合には「合理的に算定された価額」を取得時の時価として計上するとされている。

その算定にあたっては、債権放棄や増資額などの金融支援額の十分性などを適切に考慮するとされているが、デット・エクイティ・スワップ実行直前の債権の評価額も当然に考慮に含まれると考えられるため、その旨を明示頂きたい。

以　上